

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

第9回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第9回）

議事次第

日時：令和3年3月29日（月）18：00～20：00

オンライン開催

1. 開 会

2. 議 事

とりまとめ（案）について

3. 閉 会

○金子室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第9回「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催いたします。

構成員の皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日もウェブ会議で開催をしております。

また、今回のワーキングチームは、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。ワーキングチームの録音、録画は禁止としておりますので、傍聴の方はくれぐれも御注意ください。

それでは、これより先の議事は、相澤座長にお願いしたいと思っております。お願いします。

○相澤座長 座長の相澤でございます。

年度末の大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

今回は全員出席ということで、有意義な議論ができればと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○金子室長補佐 資料を確認いたします。

資料1「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ（素案）」。

資料2「とりまとめ案の子どもの意見聴取について」。

また、川瀬構成員、永野構成員、中村構成員から、共同で資料を御提出いただいております。

ほか、参考資料です。

以上でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

大丈夫でしょうか。

（首肯する委員あり）

○相澤座長 それでは、議事に入ってまいります。

本日は、これまでの議論を踏まえ、事務局に取りまとめの素案を用意してもらいました。これを基に御議論をお願いいたします。

今回いただいた意見については、事務局において修文を検討していただく予定でございます。

また、子どもの意見表明等を議論する本ワーキングチームとしても、取りまとめに向けて子どもの意見聴取を実施したい旨、以前、私のほうから御提案しました。その実施方法についての案を用意してもらいましたので、最後に若干の時間を取って御意見を頂戴したいと思います。

それでは、まず事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○野村企画官 企画官の野村でございます。よろしく申し上げます。

まず、資料1を御確認いただければと思います。「子どもの権利擁護に関するワーキン

グチームとりまとめ（素案）」というものでございます。

全体で22ページございますので、簡単な御説明になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、1ページ目でございます。

「はじめに」として、真ん中のところでございますが、近年、子どもへの支援の在り方を考える上で、子どもの権利擁護の重要性が改めて指摘されていると書かせていただきまして、平成28年の報告書、その報告書を受けた平成28年の改正法、その後、「新しい社会的養育ビジョン」「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」「都道府県社会的養育推進計画」「一時保護ガイドライン」、それぞれについて子どもの権利擁護に関する記載がされてきたということを書かせていただいた上で、令和元年の改正法附則第7条第4項において、子どもの意見を聞く機会の確保、意見表明支援の仕組みの構築、それから権利擁護の仕組み等が改めて検討事項とされた。

2ページ目でございますけれども、その経緯を踏まえまして本ワーキングチームが設置をされ、目指すべき方向性などを整理したと書いてございます。今後、取りまとめに沿って、制度的な対応も含め、国において速やかに必要な措置を講じるべきであると書いています。

続いて、3ページ目でございます。

「1. 基本的な考え方」の記載の後、「2. 子どもの意見表明権の保障」ということで、具体については4ページ以降でございますが、ダイジェストとして3ページ目以降を書いております。

子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するためには、子どもが意見を表明する機会が確保され、周囲の関係者が意見を聞き、適切に考慮・反映する環境が整えられることが前提。その後、児童相談所などが子どもに影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面、日頃の生活の場面、子どもが意見を表明できる手続を整備し、行政の決定や支援のあり方を決める上での子どもの参画を保障することが必要。

それから3ページ目の下段でございますが、「したがって」とありますけれども、子どもの状態について理解ある者が意見表明を支援する仕組みも併せて構築することが必要。

そして、一番下の段落でございます。社会の様々なシステムに子どもの意見が考慮されるように取り組んでいく必要としております。

4ページ目でございますが、一番上でございます。

本来、意見表明、意見表明の支援、政策決定プロセスへの参画といったことは全ての子どもを対象に考えていく必要があるが、まずは、児童福祉分野、特に社会的養護の対象である子どもを念頭に、それらの仕組みを検討していくこととすると記載をしました。

以下、具体的な記載となっております。

4ページ目のところですが、「(1) 個別のケースにおける意見表明」、「①措置・一

時保護の決定の場面」として、措置について、それから一時保護について記載をしております。

【措置】についてでございますが、児童相談所には、決定に先立って子どもの意見を十分に聞いて、措置の要否や内容を判断することが求められる。

少し段落を飛ばしまして、「こうした対応が」から始まる場所ですけれども、こうした対応が必要なことを法令で明らかにするため、都道府県等が里親委託・施設入所の措置を取る場合には、子どもの年齢等を踏まえつつ、適切な方法によりあらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないことを規定すべき。それから、措置の停止、解除及びほかの措置への変更を行う場合や、措置の期間を更新する場合についても、同様に子どもに与える影響は大きいものであり、あらかじめ意見を聴取しなければならないことを規定すべき。

それから「なお」として、形式的に意見聴取の義務を果たせば十分なのではなく、その意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮して決定しなければならないことは言うまでもないと書いています。

【一時保護】についてですけれども、5 ページの一番上からでございます。

全てのケースで決定に先立って意見聴取の機会を確保することは難しい。したがって、一時保護に関しては、その決定に際して子どもの意見を聞くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聞くことが難しい場合には、事後速やかに意見を聞くこととすべきである。その際、一時保護ガイドラインの記載などもありますけれども、3 ポツで述べる権利擁護の枠組みを活用して、子ども本人が権利擁護機関に申し立てることができる旨を説明するなどして、決定に不満がある子どもが事後に意見表明する機会を確保すべきである。

続いて5 ページ、専門性の向上というところで記載をしております。

実効性のある運用がなされるためには、児童相談所や一時保護所の職員が子どもの意見表明権に対する理解を深めることが不可欠。上記の法整備が行われた際には、その趣旨等が適切に理解されるよう、研修カリキュラムに盛り込むべきである。

また、その項の一番下、「なお」の段落の下の方ですが、児童相談所等の職員は、子どもの意に反する意思決定を行う場合、その決定が子どもの最善の利益を守るためには必要であることを丁寧に説明すべきであり、そうした考え方について研修等を通じて徹底することが必要と書いております。

それから、「②自立支援計画の策定の場面」ということで6 ページ目でございます。

児童福祉施設では、運営基準によりの自立支援計画の策定が義務づけられています。

「このため」という段落ですけれども、自立支援計画は子どもの意見を聞いた上で策定しなければならないことを運営基準などの法令に定めるべきと書いております。

「③日常生活の場面」についてでございます。

里親家庭・施設や一時保護所での生活の中で虐待などを受けた場合はもちろん、子ども

が不満等を持った場合も想定し、支援等に関して子どもが意見を表明する機会を常に確保しておく必要がある。

2段落飛ばしまして「施設や一時保護所においては」の段落ですが、施設や一時保護所においては、これら子どもの意見を聴取するための措置を引き続き講じるとともに、形骸化しないよう、職員は研修等を通じて、子どもの意見を聞く上での基礎的な態度等を身につけていくべきである。あわせて、施設や一時保護所の第三者評価を通じて、こうした措置の実効性を担保していくべきであると書いています。

7ページでございますけれども、施設・里親家庭や一時保護所における生活上の問題に関しても、④で後述する意見表明支援を担う者の関与を促進していくべきであると書いております。

7ページ、「④意見表明支援」についての記載でございます。

【自治体の役割】としているところですが、意見表明の機会を確保しても、適切な意見表明支援が伴わなければ仕組みが有効に機能しないケースが生じ得る。このため、意見表明支援の活動がそれらの機会に関与し、子どもの意見を代弁することで、子どもの意見が適切に関係機関に届けられるような仕組みを整備する必要があるとしております。

「上述のとおり」の段落の最後のほう、「具体的には」と書いておりますが、「児童福祉法上、都道府県等は、子どもの権利擁護の環境整備に努めなければならない旨を規定するべきである」と書いております。

【意見表明支援員の配置】の配置についてでございますが、「意見表明支援員は」で始まるパラグラフでございますけれども、行政機関や児童福祉施設に対して子どもの意見を代弁し、時にはそれらの機関が行う決定や子どもの支援等について見直しや改善を働きかける役割を担うものであることから、それらの機関からの一定の独立性が求められる。このため、意見表明支援の実施は児童相談所等とは別の機関が担うことを基本とすべきと記載をしました。

8ページ目でございます。

【意見表明支援員の活動】でございますけれども、下のほうにずっと目を向けていただいて「このように」で始まる段落でございますが、意見表明支援員の活動には多様な場面が考えられるが、現時点では実践例が乏しく、取組の効果検証も不十分な状況である。このため、まずは実証モデル事業により様々な事例を蓄積させながら、それぞれの場面に応じた効果的な活動手法等を示していくことが必要。子どもへの説明と子どもからのアクセスの確保が不可欠。児童相談所職員は、措置等の決定をする際などの様々な機会を捉えて、子どもに対して意見表明支援の趣旨や利用方法を説明するべきである。また、里親、施設職員、一時保護所職員といった子どもの生活場面に関わる関係者も、意見表明支援について説明し、必要な場合に子どもが利用できるよう促していくべきと書いております。

9ページ目、【意見表明支援員の資質】でございますが、「このため」で始まるパラグラフでございます。

意見表明支援員として活動するには、都道府県等が定める養成研修を修了することとし、当該研修カリキュラムにおいて、子どもの権利擁護や意見表明支援に関する基本的な考え方、実践のノウハウなどを学べるようにするべきである。

具体的な研修カリキュラムについては、国において標準的な内容をガイドライン等で定めるべきである。

また、意思表示が難しい子どもについて、研修等を通じてそのためのスキルを持つ人材を養成していくことも必要と書いております。

また、9ページ目の一番下でございます。都道府県等は、意見表明支援が必要な場面の多様性を踏まえ、ケースに応じて最適な支援者が派遣されるよう、多様な担い手の確保に努めるべきであると書いております。

10ページ目、「(2) 政策決定プロセスへの子ども参画」ということで、「①社会的養育推進計画への参画」などの記載を以下、続けてございます。

「①社会的養育推進計画への参画」ということで10ページ目でございますけれども、11ページ目に行きますが、「参画の手法については」と書いてある段落でございます。参画の手法については、子ども自身による決定を担保するためにも、審議会等の計画策定委員への任命を行っていない自治体においては極力任命する方向で検討するべきである。

「また」の段落でございますが、行政としては、意見を聞き置くのではなく、その反映結果や、反映できなかった場合はその理由などについて、丁寧に事後の説明を行い、納得感を得られるよう努めるべきであるとしております。

「②その他の参画場面」について、児童福祉審議会における被措置児童等虐待の審査や、3で後述する権利侵害の審査において、審議会の委員やオブザーバーとして事案に関わることなどが考えられる。

このほか、社会的養育に限らず、様々な個別政策分野で自治体による計画策定・評価・見直し等のプロセスがある。そうした隣接する分野においても、社会的養護のもとにある子どもや経験者の視点を取り入れることは重要と書いております。

「③社会的養護の当事者団体の活動の活性化」ということで、12ページ目でございますが、「こうした観点から」のところでございます。近年活発になっている当事者団体の活動の更なる活性化・安定化は極めて重要と書いております。

12ページ、「3. 権利擁護の枠組み・機関」についての記載でございます。

「施設や」から始まる段落でございますが、施設や一時保護所における権利擁護については、まずもって内部に苦情処理の仕組みを整備する等により適切に対応するべきであるが、同時に、自分から声を上げられない子どもの権利が保障されているのかどうかは外部の目で見えていく必要もあり、第三者が関与する枠組みを整備していくべき。

個別具体のケースについて生じた権利侵害については、子ども本人や子どもと関わる関係機関から申立てができ、中立的な立場の者によって調査・審議され、結果に応じて行政機関や施設に対して意見具申や勧告をする等の機能を備えた権利擁護機関を整備する必要

がある。

それから、子どもの権利擁護に関する質の向上を図ることのできる適切な第三者評価を通じて、個別事案への対応方法のみならず運営の在り方そのものを見直していく仕組みも必要。

自治体レベルや国レベルで子どもの権利擁護の状況を俯瞰して、自治体や国に対して政策を提言したり、市民に対して子どもの権利に関する教育・啓発活動を行ったりする機能を備えたコミッショナー（・オンブズパーソン）についても検討する必要があると書いた上で、13ページ以降、少し具体的な記載となっております。

「（１）個別の権利救済の枠組み」ということで13ページですが、平成28年報告書では、本来は独立した第三者機関を設置すべきであるが、かかる機関の設置には時間を要すると思われるため、当座、現存する児童福祉審議会を活用すると整理されている。いずれの方法を取るにせよ、社会的養護施策を立案・実施する主体である都道府県等において取り組んでいく必要があるとし、都道府県等は、子どもの権利擁護の環境整備に努めなければならない旨を規定するべきであると書いております。

「①児童福祉審議会」ですが、「児童福祉審議会については」で始まるパラグラフです。

全ての都道府県等に既に設置されているため体制整備に着手しやすく、早期に仕組みを構築できるというメリットがある一方で、対象が児童福祉法の範疇に限られ、学校で生じる問題など子どもの権利全般を取り扱うことは困難になるというデメリットがある。

子どもの権利擁護は喫緊の課題であることに鑑み、原則として全ての自治体において児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みが整備されるよう、取組を促進していくべきと書いております。

【機能・対象児童】については、第8条第2項に基づいた調査審議、14ページ以降ですが、第4項に基づいた意見具申することができる。これらの権限を行使して、子どもの権利擁護を図ることになる。

取り扱う事案としては、以下の3つのパターンということで14ページ、「a. 措置等の決定に先立つ子どもの意見聴取及びその尊重」「b. 措置等の決定事項に対する意見表明」、15ページに「c. 里親家庭、施設、一時保護所等での生活に関する不満等がある場合」として、分けて記載をしております。

15ページ、上記a～cの対応を前提とすれば、権利擁護の対象となるのは、措置や一時保護を現に受けている子どもはもとより、在宅指導措置を受けている家庭にいる子ども、措置や一時保護の必要性を検討されている子どもも含めることが適当とし、児童福祉法上の要保護児童・要支援児童と設定することが考えられるとしております。

措置延長を受けて引き続き児童養護施設等で生活している20歳未満の者、社会的養護自立支援事業の適用を受けて引き続き児童養護施設等で生活している22歳未満の者については、生活環境の継続性に鑑み、18歳未満の児童と同様に対象として位置づけることが適当としております。

それから、18歳を超えたケアリーバーがインケアのときに受けた過去の対応についても権利擁護機関の扱う対象にすべきとの意見もあった。

それから、児童相談所としてはケアリーバーが過去の経緯等を知りたいと思ったときに適切に対応できるよう、児童記録票の保存期間を遵守していくべきであるとの意見もあったと書いております。

16ページ目は、【児童福祉審議会の体制等】ということで、「a. 独立性」についてまず16ページ目に書いております。

権利擁護機関は、都道府県等に対して意見を具申し、児童相談所や施設などに対応の改善を求める機能を有することから、それらの主体との間に利害関係がないことが大前提である。

それから、子どもの意見を受けて権利擁護を図る仕組みが形骸化しないよう、権利擁護部会はそのような既存の部会からは独立させ、委員も異なる人選をすることが適当と書いております。

また、児童相談所の措置や支援、施設や一時保護所での支援等について審議することから、例えば児童相談所や施設関係者、児童相談所・一時保護所に配置されている弁護士等は委員としては望ましくないことに留意が必要というところまで書いております。

17ページ、「この他」のところですが、設置運営要綱において、特段の事情がない限り委員を解任しないことの定めを置くことや、都道府県等が意見具申を尊重するとの定めを置くことなどにより、独立性を高めることも考えられるとしております。

「b. 迅速性」の部分についてですが、臨機応変かつ速やかに調査審議が行われることが必要。それから、「また」として書いている部分ですが、迅速な事務処理を行うために、事務局の体制も一定の規模が必要であるとしております。

「c. アクセシビリティ」のところですが、18ページ目以降でございます。

子どもからアクセスできるルートが整備されていることが前提ということで書いております。

それから18ページの「d. 専門性」の部分ですが、委員は子どもの権利擁護や児童福祉法の制度に精通している者が担うことが必要であるとし、専門性を有する者としては、学識経験者のほか、法的な権利擁護の観点から弁護士、心理的観点から医師・心理職、福祉制度の観点から福祉職といった者が考えられる。

これらの者が委員に就く上で、子どもの権利に関する一定の研修を受けるなどの対応も考えられるとしております。

「②児童福祉審議会以外の権利擁護機関」についてですが、既に一部の自治体では、条例に基づいて児童福祉審議会とは別の子どもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申立てを受けて調査・審議・勧告を行ったり、子どもからの相談を受理したりといった取組が行われているとしまして、19ページ目でございます。

独自の権利擁護機関を設置する場合には、①で述べた児童福祉審議会の機能を代替する

ことができると考えられるため、自治体の選択に応じて整備を進められるよう後押しするべきであり、上述の実証モデル事業を拡充して活用するなど、国としても支援していくべきである。

それから、広く子どもの権利全般を取り扱っていることなどから、児童福祉審議会を活用する場合と比べて幅広い事案を取扱うことができるというメリットがある。一方で、その反面、児童福祉審議会を活用する場合と比べて立ち上げに要する調整コストが大きいというデメリットがある。

いずれにしても、国としては先行事例である自治体オンブズパーソン等のあり方を整理してモデルとして提示するなど、独自の権利擁護機関の設置を目指す自治体の参考となるような対応を講じていくべきであるとしております。

19ページ目、「(2) 監視、評価、啓発、政策提言の機能」についてですが、「①第三者評価」。

子どもの権利侵害が生じる原因は、一時保護所の管理的な運営の慣行に見られるように、行政や施設の構造的な問題であることが多いとして、20ページ目でございますけれども、一時保護所については、構造的に外部の目が行き届きにくい施設であることから、子どもの権利擁護を中心とした運営の在り方に変えていくためにも、第三者評価を現在の努力義務ではなく義務化することを検討するべきであるとしております。

「また」の段落でございますけれども、中ほどの「したがって」とあるところですが、当面は、各自治体において専門的な視点からの評価を行える体制の整備を進めるとともに、評価指標について全国標準的なものを定着させていくなどにより、評価の質の均てん化を図っていくべきである。将来的には、国レベルの評価機構についても検討していくべきである。

「さらに」として、社会的養護の質を評価する上では、当事者である子どもや経験者の声を取り入れることが不可欠としております。

20ページ、「②コミッショナー（・オンブズパーソン）」でございますけれども、権利擁護機関の機能としてはということで、自治体や国のシステム全体へ働きかける機能が考えられるとした上で、21ページ【自治体レベル】のものについてですが、(1)②で述べた自治体における独自の権利擁護機関の中には、個別事案への対処の蓄積を活かして、首長に対して年次報告等の形で政策提言を行ったり、学校に出向いて子どもの権利に関する周知・啓発活動を行ったりしている例がある。国としてはこのような権利擁護機関の事例を周知するなど、自治体における取組が促進されるような対応を取るべきであるとし、児童福祉法第8条2項、それから4項に付与されているこれらの権限の行使の仕方によって、自治体に対する監視や政策提言の機能を果たすことが可能であると考えられる。国としては、児童福祉審議会がコミッショナーに類する機能を果たす場合の具体的な運用方法を通知等で示すなど、独自の権利擁護機関を直ちに創設することが難しい自治体においては既存の制度を活用した取組が進むよう支援していくべきであるとしております。

【国レベル】のことに關してですが、仮に国レベルでコミッショナー（・オンブズパーソン）の機関を創設するとしても、省庁横断的な検討を重ねる必要が生じる。

そもそも国レベルでのコミッショナー（・オンブズパーソン）については、社会的養護分野を対象とするのか、学校生活等も含めた全ての子どもを対象とするのか、あるいは人権全般を対象とするのかといった根本的な課題について、省庁横断的な検討が必要であり、引き続きの検討課題として位置づけていくべきであると書いております。

22ページが一番最後でございますが、今後、本とりまとめに沿って政府において具体的な検討を進め、制度的な対応も含めた必要な措置が講じられるよう希求するとして、まとめております。

以上でございます。

○相澤座長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ここからこの素案について、少し区切って御議論をいただきたいと思います。

まずは冒頭の「はじめに」から「1. 基本的な考え方」まで、3ページの途中までですが、ここについて御意見のある方は「手を挙げる」機能を使用して、挙手をよろしく願いたいと思います。

いかがでしょうか。

ここの部分については、取りあえずよろしいですか。

奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員

表題のところなのですが、**「1. 基本的な考え方」**の4行前、「子どもの意見表明権の保障のあり方」はまだいいのですが、**「権利擁護の枠組み・機関のあり方」**というのがちょっと違和感があるのですが、機関というのを確実に決めなければいけないのかというところもあるし、ここは**「権利擁護の仕組み」**辺りでもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○相澤座長 御意見ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

堀構成員、では、お願いします。

○堀構成員 「はじめに」のところを経緯をずっとお書きいただいているのですが、この経緯の中でやはり虐待によって命を奪われてしまった子どもたちがいて、その子どもたちの意見がしっかりと聞かれていなかったことがそのような悲劇を招いてしまった一つの要因であるということが明らかになってきたということが、今回こういう権利擁護のワーキングを立ち上げたり制度を検討しようという大きなきっかけになっていたと私は思いますので、そのことについてこの経緯の部分のどこかに記入いただきたいと思いました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

ここの「はじめに」と「基本的な考え方」、特によろしいでしょうか。

もしまた何かありましたら、最後に全体を通して1回聞きたいと思いますので、そのときに御意見をいただければと思います。

それでは続いて、「2. 子どもの意見表明権の保障」に移ります。

まずは、「(1) 個別のケースにおける意見表明」で区切りたいと思います。3ページから10ページの途中まで、御意見のある方は「手を挙げる」機能を使用して、挙手をお願いします。

川瀬構成員。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

2点、お願いします。

1点目は、先ほど堀構成員の御意見にもあったのですけれども、子どもが保護されながらきちんと声を聞かれることがなかったということなのですけれども、ではそれはなぜなのかということをもう一步踏み込んで考えると、対応すべき虐待、相談件数に対して適切な人員配置がなされていないとか、あるいは社会的擁護の措置先の現場に目を移してみると、やはり職員が大変疲弊をしていて、一人一人の子どもの意見をきちんと丁寧に聞くことが難しいという現状があるわけです。

5ページのところで見ていきたいと思うのですが、一番下のところには、【児童相談所等における職員の専門性の向上】とあるのですが、これはもちろん専門職、つまりフォーマルアドボカシーがきちんと機能する必要があるということを書いていると思うのですが、やはり研修を施すというだけではなくて、本当に一人一人の意向をきちんと酌めるような現場の余裕があるのかとか、丁寧に対応できるようなフォーマルアドボカシーとしての仕組みはきちんと整っているのかどうかということも含めて、併せてこれもやってほしい、あれもやってほしいということだけではなくて、現場の体制を見直していくことも付記していく必要があるのではないかと考えます。

それから、7ページのところで、【意見表明支援員の配置】というところがありますが、下のほうです。

行政機関や児童福祉施設に対して、子どもの意見の代弁し、働きかける役割を担う者であることから、それらの機関から一定の独立性と書いてあるのですが、ここは非常に難しいなと感じています。

自治体に対してこういうことをきちんとやってくださいと言って、そこが雇用なのか研修なのか、いろいろなことをやりながらアドボケイトに活動してもらおう。だけれども、独立してきちんとそこで起きている問題について物申してもらおう、ここが結構難しさがあるところだなと思っていて、どう責任と独立性ということを明確に分けて明記をしていくのかということが一つ課題なのかなと思っています。

以上、2点です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

続いて、久保構成員、お願いします。

○久保構成員 久保です。

私は、4ページ、5ページで、一時保護における子どもの意見聴取に関してなのですが、この一時保護の子どもの意見聴取に関しては、同じ厚労省の一時保護の手続等の在り方に関する検討会が開かれているはずです。

その中で、一時保護の手続、子どもの意見聴取も含めて取りまとめがされるのではなかろうかなと思うのですが、一方の検討会の取りまとめとリンクさせる必要があるのではなかろうかと思っています。

今、一時保護の手続等の在り方に関する検討会の進捗はどうなっているのかということをお伺いした上で、こういった内容を含めるべきかということ意見を述べたいと思うのです。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、厚労省から。

○金子室長補佐 事務局です。

一時保護の検討会につきましてもこうした形で報告書の案が出ておまして、今、取りまとめに向けて議論中ということでございます。

あちらは一時保護について、司法の関与をどうするか、そういった若干異なる切り口からの議論をされておりますけれども、おっしゃるとおり重なってくるところもあろうかと思しますので、その並びといいますか、整合性は気にしていきたいと考えております。

○久保構成員 そうしましたら、報告書がどっちが先に出るかにもよるのですが、もし一時保護の検討会のほうが後になるようでしたら、必ずリンクした手続を取るようという内容を入れていただければと思いますし、逆にこちらのほうが後ということになれば、もちろん先ほどおっしゃっていただいたように一時保護の検討会の取りまとめも含めて、こちらの報告書に入れていただければと思います。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 まず、4ページの上のところの「対象」なのですが、「社会的養護」と言ったときに、ビジョンでは「社会的養護」には福祉司指導も入れているのですが入れていないことが多いので、ここは措置の対象と下には書いてあるので、行政処分が行われている子ども、つまり、27条1項2号の児童福祉司指導も入れるべきだと思います。

児童福祉司指導もきちんと説明がなされて、子どもの意見が聞かれて、児童福祉司指導がしっかりとなされなければいけないと思っています。

それから、4ページのところの、「措置が更新される時」ということがあるのですが、措置が更新というと、いわゆる28条でやるときは2年と決まっていますけれども、

それ以外のときは預けっぱなしになっている子が多いわけですよ。少なくとも1年に1度などを書いておいたほうがいいと思います。

何ページまでが今回の話の対象ですか。

○相澤座長 10ページの途中までです。

○奥山構成員 7ページのところの「子どもの権利擁護の環境整備に努めなければならない」というものがここにもあり、それから後ろの権利擁護のところも同じ文章なのです。

児童福祉法の中にこれを位置づけるときに、同じという形で位置づけたほうがいいのかどうか、もっと議論しなければいけないところではないかと思います。

10ページまででしたか。

○相澤座長 そうです。10ページ途中までです。「(2) 政策決定プロセスへの子ども参画」の前までです。

○奥山構成員 分かりました。

では、それでいいです。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 ありがとうございます。3点あります。

7ページ目なのですが、先ほど奥山構成員もおっしゃった児童福祉法上「子どもの権利擁護の環境整備に努めなければならない旨を規定する」、これがかなり広い概念ですので、ここで意見表明支援ということをきちんと法律の中に位置づけていただかないと、読む人によっては被措置児童等虐待のことを言っているのだなと感じたり、いろいろふうに解釈されると思うのですね。

ですから、今回は虐待死事件の要因の一つに意見表明権が保障されてこなかったというところもあるので、意見表明支援というものを法律に明記すること、あとは意見表明支援員ということもしっかり法律で明記していただかないと、恐らくそれをやったほうがいいものというか、あまり制度として根づかないのではないかということをととても懸念しております。

それから2点目ですけれども、8ページです。

「子どもの考えや思いを傾聴したうえで、関係機関への伝え方を一緒に考えたり、必要に応じて代わりに伝えたり」ということなのですが、この「必要に応じて」というところを、ぜひ私としては原則子どもの同意の下でということにしていきたいと思っています。

基本的に子どもの意見表明権というのは子どもが行使するもので、それをサポートするのが意見表明支援員の役割です。勝手に大人が言ってしまうということではなくて、基本的には子ども本人の発言をサポートするところなので、そこは変えていただきたいと思います。

厚生労働省の委託調査（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）では、6原則というもの

が出されていると思います。子ども主導、独立性、守秘、平等、子どもの参画、エンパワメントの6原則をこちらの取りまとめ案にもしっかり入れていただいて、そこがほかの今までの支援者とは違うのであるところを明記していただきたい。

これは、イギリスでもこの原則というものがとても大事にされていて、基準があって、それに基づいた養成が行われているので、そこをしっかりと明記していただきたいと思っております。

最後ですけれども、9ページのところで、先ほどのことにも重なるのですけれども、この養成については、「権利擁護や」と言ったときに、子どもの権利条約だけでも54条あります。それを学ぶだけではなく、意見表明支援なのでアドボカシーとは何か、ほかの専門職と違う点は何なのか、そういった先ほどの6原則もしっかり学べるように、これを併記して権利擁護、アドボカシー、そして6原則のような形で書く必要があるのではないかと考えております。

すみません。長くなりました。よろしく申し上げます。

○相澤座長 御意見ありがとうございました。

それでは続いて、中村構成員、お願いします。

○中村構成員 よろしく申し上げます。

私は、3ページの「2. 子どもの意見表明権の保障」の部分で、委員資料を出させていたおいておりますので、その資料を基に御説明させていただけたらと思っています。

構成員資料の1ページ目を御覧ください。

取りまとめの3ページ目では、子どもたちが意思表示をする際に困難が生じる場合もあると記載されていますが、委員資料の1ページに、これは社会的養護経験者29名からウェブアンケート調査として、子どもの権利をまもるシステムのためのアンケートに御協力をしていただいた方々からの意見をまとめたものです。

期間が短かったということもあり、回答数が少ないですが、前回の権利擁護のワーキングで他の委員からも御助言いただいたので、急遽アンケートを実施させていただいたものを委員資料にさせていただいております。

1つ目の「子ども時代に相談できたか？」というところで、(1)に「あまりできなかった」「いつもできなかった」という回答がとても多いということが見て分かると思います。

その中で、なぜ相談できなかったかというところ、「1. 子ども時代に相談できたか？」の1つ目のポツの部分です。相談するまでに存在するハードルがあって、それが解消できなかった、解消されないことには難しいと書かれていますが、資料を見て頂くのが前後してしましますが、取りまとめの部分には、被虐待経験からの部分で表現することが困難となっていて、その中で「理解ある者が意見表明を支援する仕組み」と書いてありますが、この構成員資料の記載では、ハードルとさせていただいております。このハードルを解消しないことには、どれだけ窓口をつくっても子どもたちが声を上げていくことは難しいのでは

ないかと考えています。

ですので、理解がある人たちが窓口にいたとしても、子どもたちが声を出すというのは、既にハードルがたくさんあって、そのハードルの解消を抜きにはできないということを伝えたかったということです。そのハードルの部分を考える上で、経験者の自由記述、またほかの部分ぜひ皆さんにお読みいただけたらと思います。構成員資料の4ページの部分に、相談できることの情報があつたらとか、自身の権利侵害に気づけたらよかったのにといい記載があります。

ほかのページにも、児童相談所のワーカー等から丁寧な説明をされなければならないということが書かれています。そもそも子どもたちへの情報提供がとても少ないことや子どもたち自身が「今、私は権利侵害を受けているのだ。そういう状態にあるのだ」ということを気づけないと、なかなか人に相談できないと思います。子どもたち自身が子どもの権利を理解するとか、自分の権利侵害について自覚できるような取組も必要になるのではないかなと思っています。

ですので、ハードルを解消するためにもというところも記載をしていただけたらいいのではないかと思います。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

では、堀構成員、お願いします。

○堀構成員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

7ページになりますけれども、意見表明支援の部分です。

まず、【自治体の役割】とある部分なのですが、これを「国・自治体の役割」としていただくことはできないだろうかという意見であります。

というのは、これは最後のところに「国はその一層の推進に努めるべきである」と書いていただいている、やはり予算がないとできないという部分とか、後で資質の部分についても一定のガイドラインのようなものを国が設けるといことが出ています。

そういう意見表明支援員をきちんと機能させるための制度的な枠組みというのは、やはり国が一定のものを示していかないとはいけませんので、国の役割と自治体の役割とどちらもあるのではないだろうかということで、「国・自治体の役割」としていただきたいということでもあります。

2点目が、ここの2段落目に「子どもの権利擁護の環境整備に努めなければならない旨を規定するべきである」とあるのですが、権利擁護という概念は非常に幅広くて、曖昧というか、多義的な概念でいろいろな解釈を許す部分なので、ここは意見表明支援についての項だと思しますので、意見表明権の保障に係る環境整備とか、そういうふうにしていただきたいと思つています。これは、先ほど言った国のほうの役割がここから導かれてくるということになると考えます。

次は、同じページで下のほうの「一定の独立性」、先ほどの川瀬構成員のお話の部分に

関わるわけですがけれども、独立性というのは利害関係がないということで、後で出てきますけれども、児福審の部分では利害関係がないということです。そういう意味ではこの一定の独立性というのはいろいろな解釈の仕方が生じるところがあるので、児童相談所あるいは支援を提供する福祉施設等と利害関係がないという意味で一定の独立性が求められるということです。そのような書きぶりをお願いできないかと思えます。

最後なのですが、これは栄留構成員と共通する部分です。

8ページの【意見表明支援員の活動】の前に、三菱のアドボケート制度のガイドライン案にある6原則を書き込んでいただけないでしょうか。これは後の児童福祉審議会やその他の権利擁護機関のところには、アクセシビリティとか迅速性とか4つの構成要素が書かれているわけですがけれども、このアドボケート制度というか意見表明支援の部分についてはそういったものが具体的に書かれていないので、やはりそういうところをしっかりと書いておかないと、意見表明支援というものが本当に形骸化してしまうと私も考えています。

先ほど栄留構成員からもあったように、イギリスの場合は10基準と言われてはいますがけれども、国が全国基準を定めて、その中に今指摘された6原則が明確に書かれています。そういう基準に基づくアドボカシーが全国で統一して提供されているということです。そういうふうなものをきちんと書き込んでいただくことが大変重要だと私は思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、田中構成員、お願いします。

○田中構成員 よろしく申し上げます。

2点あります。

7ページの先ほどから何度か出てきているところなのですが、「④意見表明支援」の【自治体の役割】の中で、後半「児童福祉法上、都道府県等は、子どもの権利擁護の環境整備に努めなければならない旨を規定するべき」というところです。

先ほどから御意見があるように、確かに意見表明についての明記は必要だという御意見だと思います。それはそうだなと思うのですが、我々行政的には、財政の要求をしていくとこのために、その規定の中身に関わることなのですが、「将来的なイメージとしてはこういうところを目指していきたい。ただ、自治体の実情に応じて一定規定の幅というか、まずは取りかかるところは実情に応じて」というような幅を持たせていただければ助かるなと思っています。

既定の中身まではここには書かないと思うのですが、方向性としてはそういう形で考えていただけたら予算要求もしやすくなるかと思っています。

もう一点は、9ページの【意見表明支援員の資質】のところですが、支援員の資質そのものについては当然必要などころだと思うのですが、何度か議論の中で出ておりましたスーパーバイザーについての記載がないと感じておりますので、ここに加えるべきな

のかどうかははっきりしないのですけれども、どこかに入れていただけたらと思っています。

それは、意見表明支援員が所属する機関の在り方になるのかもしれないのですけれども、SVについてどこかに入れていただけたらと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、続いて久保構成員、お願いします。

○久保構成員 私からちょっと確認なのですけれども、4ページの【措置】の施設入所というものは、自立援助ホームはこれに含まれるという解釈でよろしいでしょうか。

自立援助ホームの場合は正確には措置ではないのですけれども、これに含まれるということと考えていいでしょうか。

以上です。

○金子室長補佐 直接的には27条の措置をイメージしておりましたので、契約入所のことは想定して書いてはいなかったのです。一旦そういうところでございます。

○久保構成員 多分、全部含まれるので、あまりそこにこだわりませんが、自立援助ホームのことが一言も出ていかなかったと思ったので、入れられればどこかに入れていただければ、もっと明確になると思います。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。そうですね。

それでは、永野構成員、お願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。

すごく最終段階に入っていると理解しているので、細かいところで申し訳ないのですけれども、5ページの下から6行目のところにある子どもの意見と決定の関係のところなのですけれども、「子どもの意見だけを鵜呑みにして」というのは、子どもの意見がネガティブなものという雰囲気があるので、ここの言いたいことはそうではなくて、決定したこと、子どもの意見を自己責任にしなければならないということだと思うので、もう少し書きぶりを子どもの意見を大事にするようなニュアンスにしてもらいたいなということです。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

子ども側に立った意見だと思います。ありがとうございます。

それでは大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 本日、参加が遅れまして申し訳ありません。前の仕事が長引きました。

途中からの参加なので、私が理解するところ、10ページ辺りまでについて意見を述べていい時間だと思いましたので発言させていただきます。

私は1点、子どもの最善の利益に関する記述についてコメントさせていただきます。

子どもの最善の利益について、確かに各所に書いていただいているのですが、基本的な考え方として、今回の検討の枠組みとしましても、2ページの真ん中辺りに令和元年改正

法附則第7条第4項のところで「児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え」ということで、このワーキングチームでは、意見表明権の保障の在り方、権利擁護の在り方、大きくその2つの柱で検討してきたと思うのですが、その際に子どもの最善の利益が優先して考慮されるというここは、実は意見表明権の保障と並ぶといえますか、同じ重さのある話だと思っています。その位置づけが取りまとめの中で少し弱いように感じております。

具体的に申し上げますと、3ページの「2. 子どもの意見表明権の保障」の最初の段落で、確かに「子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには」ということで、最初に子どもの最善の利益に触れてはいただいているのですけれども、この問題は重要ですので、位置づけとして、子どもの意見表明権の保障と併せて、子どもの最善の利益を優先した措置等の在り方が必要だということを明記すべきではないかと感じております。

といいますのも、その少し上に児童福祉法2条を引いていただいているのですが、児童福祉法2条は非常に全体的な規定ですので、ここでは全て国民はということ、子どもの最善の利益が優先して考慮されなければならないという書き方はされているのですけれども、今回、この議論をしている措置とか、一時保護の決定とか、自立支援計画の策定とか、この具体的な場面において、それらの決定が子どもの最善の利益を優先して行われなければならないというはっきりとした書き方では、2条はそこまでではないと思うのです。

ですので、子どもの意見表明権の保障が、まさに子どもの最善の利益を優先した決定の要素として重要であるし、また決定自体が子どもの最善の利益を最優先してなされなければならないということをどこかではっきり書く必要があると思っています。

それをこの取りまとめのどこに書くのかというのが自分でも具体的な提案はないのですが、少なくともこの2の中でもう少しハイライトした形で記載していただけるとありがたいなと思います。

といいますのも、もう少し後の4ページの下から少しのところの【一時保護】の上のところですが、ここで「なお、形式的に意見聴取の義務を果たせば十分なのではなく、その意見を尊重し子どもの最善の利益を優先して考慮して決定しなければならないことは言うまでもない」という形で書かれているのですが、この「言うまでもない」というところが実はまだ十分ではないと思っているからということが一つと、この書き方ですとなお書きの形ですし、それから措置という具体的なところで述べられているにすぎませんので、やはり「2. 子どもの意見表明権の保障」の前提になるところでもう少しはっきりした書き方が必要だろうと思います。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、堀構成員、お願いします。

○堀構成員 1点だけ短く意見を申し上げます。

6ページですけれども、「③日常生活の場面」という部分なのですが、ここでは「措置や一時保護をされた後も」とありまして、障害児施設の子どもたちの場合は、措置の子どもたちと契約の子どもたちが一緒に生活をしています。

これは都道府県によって措置の比率が非常に高い自治体と、契約の比率が非常に高い自治体とあるのですけれども、どちらの形態で入所するかということは、それぞれの地域によって同じような状態の子どもであっても違ってくるとというのが現状と理解しています。

そういう中で、子どもたちが施設の日常生活の中で様々な権利侵害を受けたり、意見表明がきちんと保障されなかったりということが同じようにあるので、障害児施設の契約でそこに入所している子どもたちにもこのことが保障されていくということが分かるような書きぶりをお願いしたいと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、続いて「(2) 政策決定プロセスへの子ども参画」というところに移りたいと思います。

10ページから12ページ途中までで御意見のある方は、手を挙げていただければと思います。よろしくお願いします。

では、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 10ページ以降、「(2) 政策決定プロセスへの子ども参画」というところなのですけれども、社会的養育推進計画への参画は、これは時限というか、常設ではないわけですね。本来は、まず常設のところ子ども参画が必要だということを書いて、社会的養育推進計画には入れられただけであって、これが一番先にぼんと出てくるのはやはりおかしいのではないかなと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

政策決定のところ、ほかいかがでしょうか。

では、川瀬構成員。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

この政策のところへの当事者の参画ということなのですが、きちんと応答義務があるということも明示していただけるとありがたいなと思います。

当事者参画が様々なところで意見を表明した後、それがどのように適切に反映されたのかとか、あるいは反映できないのであればそれはどういう理由なのかということも含めて、応答義務をきちんと課していくことが、従属的な参画から主体的な参画ということを進めていくために非常に重要な点だと思いますので、分かりやすく入れていただけるとよいかなと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。重要な指摘ですね。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また何かありましたら最後のときにということで、続いて「3. 権利擁護の枠組み・機関」に移りたいと思います。まずは、「(1) 個別の権利救済の枠組み」で区切りたいと思います。12ページから19ページの途中までです。

御意見のある方は、また「手を上げる」機能を使って挙手をお願いします。よろしくお願いします。

では、永野構成員、お願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。

構成員提出資料を使いながらお話ししたいと思います。

取りまとめ素案の中では15ページの最後のところにある「なお、18歳を超えた」という辺りからの該当になります。

構成員資料の5ページからです。

2つ目のテーマになっていますけれども、子ども期に行われた措置のことがこれまでかなり議論になっていたと思いますので、当事者参画に関わる3人でアンケートを行って、短い時間でしたけれども意見を聞いたということになります。

その中で提案したいこととしては、ここで書いてもらっていることにも一部合致するところもあるのですけれども、18歳以降、措置解除後においても自分の人生においてなされた決定や記録について知る権利を保障するべきだと考えます。

満25歳になるまでの間は、書いてくださっているとおりなのですが、児童相談所の運営指針に従って記録保持をするだけではなくて、開示請求への対応、それから説明責任を果たすべきではないかと考えます。

それが難しい場合には、個別救済のルートが対応してはどうかという提案です。満25歳以上は現行の制度ではなかなか難しいということは理解していますけれども、やはり自分の人生においてなされた大きな行政処分というか決定ですので、この記録保持や説明責任をどう果たすかというのは必ず今後、検討するべきだと考えます。

同時に、措置解除の前に知る権利があるのだということをきちんと情報提供しなければいけないと思います。

取りまとめ素案のところでは、謝罪や慰謝料による解決ということが書いてありますけれども、その前段階でアンケートからよく分かることは、5ページの下段のほうですけれども、何を説明を受けたいかという、自分の保護や措置がどうだったか、そのときに家族がどんな反応だったか、なぜ自分が保護されたか、またはされなかったかということなのでですね。

構成員資料の6ページの下に、IFCAのユースブログを転載していますけれども、今、開示請求をしても、いろいろな理由でこういう真っ黒なものが出てくるのが報告されています。

例えば第三者の情報が入っているから消さなければいけないことがあるのだろうと推測

されるのですけれども、その場合にも説明するべきだと思います。この部分には何が入っているのかということの説明するという具体的な対応を保障するべきかだと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 まず、「3. 権利擁護の枠組み・機関」と書いてあるところの下の部分なのですけれども、これを読むと、「意見表明の機会の確保及び意見表明支援の仕組みが整備され、それらが機能してもなお」と、いろいろな問題があったとき、これが機能するかどうかをまず先にやって、そうでないと権利擁護のことに入れないような感じの書きぶりなので、それはやめてほしいと思います。

もう一つは、ここで書いてあるのが施設内虐待の話ばかりがだらだら書かれているのですけれども、本来あるべき権利擁護機関の役割というか機能をきちんと書いた上で、その中で今、私たちが考えている考え方というのはこういうものなのだとすることをまずここできちんと明示すべきだと思うのです。

例えば16ページのところに、児童福祉審議会のところが、「権利擁護機関は」というところでスタートして、権利擁護機関の代わりとしても児童福祉審議会が使われているのだという考え方で書かれているのだと思うのですけれども、やはり権利擁護機関というのは本来こういう役割が必要で、ただそれ全体をこの場合につくるというよりも、特別な子ども家庭福祉という対象に関して、個別救済は児童福祉審議会を使おうというような私たちの考えですから、やはり全体像をきちんと書いた上で個別救済なら個別救済を書くべきです。全体像としてまず個別救済から入るのがいいのかも疑問です。それと一番後ろのほうで児童福祉審議会でも政策提言ができるような話が少しちらっと入っているのです。

ですので、すごく分かりにくくなっていると思うので、順番を考えてほしいと思いますし、さっき言ったように全体像をきちんと見せた上での文章に書き直してほしいと思います。

それから、14ページのa、b、cとあるのですけれども、aが一番最初に来ていますよね。aは、決定の前に子どもの意見聴取をするというのを権利擁護機関がやるべきなのかというののもちょっと疑問な点もあるので、そこはみんなで議論すべきではないかなと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、続いて栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 ありがとうございます。2点あります。

15ページのcの里親家庭と書いてある部分の最後の段落、1つ空いているところに書き込んでいただきたいことがあります。

それは、ここで前段に書いてあるのが、例えば食事のメニューなどに関しては、現場解

決に委ねてこれはほかの枠組みで考えるべきであるというようなことが書かれていますが、やはり食事のメニューであっても子どもにとっては何回も言っても駄目だった場合があるわけで、その場合はちゃんと調査すべきだと思いますので、そういった言ったけれども解決されない場合とか、あるいはちゃんと児童福祉審査会というものを知った上で、食事のメニューであっても言えるような、調査してもらえるようなことも書き込まれるべきで、大人の判断でこれはこれという別の現場解決みたいになってくると、調査すらされないような事態になってくるのではないかということをお慮しています。

ですので、そこを子どもへの説明というもの、選んでもらうとか、そういったところも書いていただきたいと思います。

2点目は、18ページの「c. アクセシビリティ」についてです。

ここには電話とかはがきということが書いてあるのですが、永野構成員たちが出した資料ではSNSというところもあって、子どもにとってどういう媒体が一番伝えやすいかということもあって、私どもの救済機関の調査でも1,600人の子どもの調査を行いましたけれども、やはりSNSがいいという回答も出ていまして、そういったようなSNSというところも書いていただきたいです。

また、ここには時間帯のことを書いていないのです。時間帯が夜の時間とかでないで、子どもが学校に行っている時間にそれが設定されていることが行政機関ですので多いと思うのです。その夜の時間だと兎相の電話に回すとかということにならないように、独立性を持った機関でやっていただきたいというところでは、時間帯と独立性の問題、アクセスの問題をしっかりと明記していただきたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、続いて川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

まさに今、栄留構成員からあったところが私のほうからもお伝えしようとしていた点です。

17ページから18ページにかけての「c. アクセシビリティ」のところですか。

事前に提出させていただいた構成員資料の9ページを少し御覧いただきながら御説明させていただきます。

9ページには「権利擁護システムに望むこと」ということで、当事者の方からの御意見をまとめて掲載してございます。

今、ありましたように、子ども・若者の利用しやすさに応じた方法やアクセシビリティを考慮する必要がある。

どのような方法だとアクセスしやすいかということで、一番はやはりLINEをいただいています。直接会うよりもLINEのほうが上回っているところで、栄留構成員からもありましたように、SNSがきちんと子どもの意見表明のときに、権利救済のときに活用されていくと

いうことの体制をどう築いていけるかということが重要になってくるかなと思います。

それから、2ポツのところでは、子どもの権利条約の42条に子どもの権利を知る権利というものがあるのですが、これが私たち非常に重要だと考えております。自分自身がどういう権利があるのかということ、子ども自身が教育、普及、啓発を通して知っているということが、声を上げる、これはおかしいなということに気づく大前提になると思いますので、こういうことも併せて推進していく必要があるかなと思います。

それから、堀構成員のお話の中で養成のお話もありましたけれども、子どもがどのような専門性を求めているのかということもきちんと養成の中に盛り込んでいくことが子どもの参画の一つの在り方でございますので、この権利救済の仕組みのところ、子どもがどういう資質を望んでいるのかということもきちんと盛り込んでいながら、体制を構築していく必要があるかなと思っております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、続いて堀構成員、お願いします。

○堀構成員 ありがとうございます。

まず1点目が、先ほど奥山構成員がおっしゃったことがまさに重要だと感じておりまして、私も同じことを申し上げようと思っていたところでございます。権利擁護の枠組みというか全体像についてまず明確に書いていただいて、そのことを前提にしながら、児童福祉審議会を活用する場合、あるいはその他の場合という形で書いていただく必要があると思えます。

次に、13ページになりますが、児童福祉審議会を活用するメリットとデメリットということで、デメリットが「学校で生じる問題など子どもの権利全般を取り扱うことは困難になる」と書かれていて、それもまさにそのとおりなのですけれども、そのこととともに、児童福祉審議会では独立性を担保することが究めて難しい、困難であるということがデメリットとしてあることはこのワーキングの中でも議論が行われてきたと思います。

このことは、後のほうの16ページ、【児童福祉審議会の体制等】のところにも関わる部分で、ここで「a. 独立性」と書かれておるわけですがけれども、審議会の下に権利擁護部会を設けて対応するということが考えられる。そのとおりなのですけれども、ではその権利擁護部会を設ければそれで独立性が担保されるのかということ、必ずしもそうではないのではないのだろうか。

例えば事務局機能がきちんと独立していないと、事務局の職員の方はいろいろな部会を担当されていて、そして実際は行政機関としてされているということになれば、ここで独立性を果たして担保できるだろうかななどの疑問もございます。

ですから、その辺の独立性を確保するということが難しいというのでしょうか。そのところは書いておいていただくことが各地域で取り組んでいくときに、そのところに留意して制度設計をしていただくということにつながるのではないかと思います。

最後に一点なのですが、18ページです。

最後の行に「上述の実証モデル事業を拡充して活用するなど、国としても支援していくべきである」と書かれているのですが、国としての支援の在り方をもう少し具体的に記入いただきたいなと思います。そうでないと、実際、児童福祉審議会、今でもとても皆さんお忙しい状況の中で、実質、形はつくったけれども、中身はあまり変わらないような形になってしまったり、権利擁護機関にしても、例えば名古屋の「なごもっか」なども市ですけども、それでも大変お忙しい状況の中でそんなに対応し切れない御事情もあるのではないかと思います。

ですから、きっちりとその辺りのバックアップといいましょうか、支援を国がしていかないと、実際は形だけができたけれども中身が実効性がないとなりかねないと思います。

そこをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

続いて、大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

奥山構成員が述べられたところとほぼ同意見です。

ちょっと重ねて類似のことを申し上げて恐縮ですが、私も「3. 権利擁護の枠組み・機関」のところで、最初に書かれている導入部分が気になります。

それはなぜかと言いますと、実は私は2つ問題があるように思っています。

1つは、このワーキングチームでも何度か発言してきたつもりなのですが、意見表明権の保障とその支援の在り方という話と、権利擁護の枠組み・機関の話とをどう関連づけてこのワーキングチームで議論するかということに関係していると思います。

前回、私が自分なりのまとめですと言って1枚お見せしたのものには書いておいたのですが、そもそもここ言う権利擁護、子どもの権利ということは何を指して議論しているのかということにもつながってくると思います。

意見表明権の保障のことを狭く権利と言っているのではないということは、多分皆さん全員で一致しているのだと思うのですが、ではその子どもの権利と言った場合に、例えば子どもの権利条約でいうところの全ての権利を言っているのか。はっきりしているのは、児童福祉法に関わる対象となる子どもという意味では、検討範囲は狭めて考えていると思うのですが、他方でその子どもに保障されるべき権利で、その権利擁護といった場合は、そこは本来は広いのだと思うのです。そこがなぜか意見表明権の話と非常にリンクして位置づけられているといえますか、書かれているところに混乱があるような気がいたします。

ですので、ここは奥山構成員がおっしゃったように、そもそも本来、権利擁護の枠組み・機関としてどういうものが必要か、あるべきなのかという総論から入るところも当然ですし、意見表明権の保障というのはその中の一つであって、例えばせっかくここで議論しているような意見表明権の保障の仕方とか支援の在り方だって、それがうまく機能し

ていないみたいな、そういうことだって本来は権利擁護の話で扱っていくべきことだと思いますので、この2つの関連性をもう少し整理する必要があるように思います。

同じようなことが17ページから18ページの「c. アクセシビリティ」のところの記述でも感じます。

ここでは個別の権利救済の機関についてのアクセシビリティを言っていると思いますので、あくまでその機関の利用のしやすさですとか、子どもからのアクセスのしやすさのことを言っているのだと思うのですが、取りまとめではそのアクセシビリティの中身の話として、「子どもからの意見表明を担保するためには」とか、「子どもが単独で意見を表明することには」という、またここで意見表明という言葉になっていまして、私はここは言葉遣いの整理として、意見表明の話というよりはより広く権利擁護機関の利用、アクセスのしやすさという書き方が適切なのだらうと思っています。

ここも意見表明権の保障の話と権利擁護の枠組み・機関の話との関連性とか整理がちょっと混乱気味なのではないかと思いました

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、久保構成員、お願いします。

○久保構成員 私は16ページ、17ページのところで、「児童審議会の体制等」の「a. 独立性」のところなのですが、委員さんが独立しているというのもあるのですが、調査の部門もできる限り第三者性を持たせたほうが良いだろうと考えています。

できる限りを行政の機関ではなくて第三者がやるのが良いと思うのですが、その調査部門については、17ページの「b. 迅速性」の中に、独立性を担保するために権利擁護調査員等を配置するのが良いといろいろ書かれていますけれども、これを迅速性の中に埋没させるのではなくて、きちんと独立性の中にそういった権利擁護調査員であったり、弁護士等に委託するという手法が独立性のほうにきちんと位置づけられないといけないかと思いますが、迅速性のところにも入れてもいいのですが、きちんと独立性を担保するための一つの手段として調査部門の独立というか、第三者性を持たせるのが必要だということを入れていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

子ども権利擁護調査員については、ほとんど説明されていませので、その点についてもきちんと書いておくことが必要だと思います。ありがとうございました。

続いて、田中構成員、お願いします。

○田中構成員 まず、15ページの「c. 里親家庭、施設、一時保護所等での生活に関する不満等がある場合」の中の、先ほども御指摘がありましたように、例示として挙げられている食事のメニューに関する苦情であるとか、小遣いをもっと上げてほしいとか、外出時間を延ばしてほしいとか、そういった生活面の話も、逆に言えばそういったことがまさに

アドボケイトの方々と一緒に話をしていける、意見を言ってもいいのだというところに一番つながりやすいところかなと、子どもが実感しやすいところかなと思いますので、例示の挙げ方として、そういうところも現場解決という言い方がいいのかわからないのですけれども、アドボケイトに受けていただくという例示として挙げたほうがいいのではないかなと思いました。

逆に、児童間のいじめであるとか、権利侵害が起こっているような中身については、もう少しステージが上がるのかなというイメージを持っています。

そうしたことについては、被措置児童虐待とかも含めてしっかりと関わっていくステージになるのではないかなと思いますので、例示の検討をお願いしたいなと思っています。

それから、15ページの真ん中から下のほうなのですけれども、対象児童について述べられているところがあるのですが、「措置や一時保護を現に受けている子どもはもとより」というところから始まって「児童福祉法上の要保護児童・要支援児童と設定することが考えられる」という表現があります。

ただ、この「児童福祉法上の要保護児童・要支援児童」となりますと、児童相談所が関わっている以外のお子さんもかなり含まれるということがありますので、この辺りの表現も一体本当にどこまでを考えるのかという議論になってしまうかと思うのですが、うまく表現しておかないと混乱するのではないかなと思っています。

そこに若干関係するのですけれども、次の16ページの上のほうなのですけれども、子どもに関わる関係機関が児福審に申し立てるといった経路も考えられるという表記があるのですけれども、こちらについては、子どもに関わる関係機関、市町村の家庭児童相談室とかも含めて学校とかもあると思うのですけれども、私自身は、これは子どもさんの意見表明であるとか、子どもさんの声を拾っていくとか受け止めて、どれだけそれを実現させていけるかというところの議論かと思っていましたので、ここをこの表現のまま残すのは誤解が生じるのではないかなと思っています。

例えば子どもさんの意見表明を聞いて、それが伝わっていないということがあるという前提かと思っていますので、子どもさんの意見を聞けていないのではないかという申立てはできるのかなと思うのですが、子どもさんのことを考えたら、それが例えば措置が必要ですよとか一時保護が必要ですよみたいなことをいきなり関係機関が言っていくというふうに誤解を受けるのではないかなと思いますので、この辺も整理が必要かなと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、前橋構成員、お願いします。

○前橋構成員 永野構成員からもお話のあったところに関連するのですが、15ページの保存期間のところなのですけれども、これはどのような趣旨で25歳になったのかというのがよく分からないのです。実際に施設に入所した子どもたちは、ほぼ間違いなくと言っ

ていいぐらいに退所すると親捜しを始めます。

そのときに、25歳ではちょっと短か過ぎるのではないかということで、現実には児童相談所に行っても「もうありません」ということで、結局施設のほうに行って、施設のほうで意外と保存されている。逆に言うと、廃棄がスムーズにいていないということかも分からないです。

ですから、この辺については特に親捜しという事情を考えるのであれば、永年保存という形をもう少しきちんとやっていったほうがいいのではないのかなという気がしています。

特に個人情報の取扱い、自分の情報を自分がきちんとコントロールするという趣旨からいっても、これは長期保存が望ましいのではないかという気もしています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 田中構成員の御意見に対してちょっと疑問があったので。

田中構成員のお話の中に、意見表明権の確保と子どもの権利侵害に関する権利擁護の機関の在り方というのがかなり混同して語られていないかというのがすごく気になるところです。さっき大谷先生もおっしゃったように、これはやはり分けて考える必要があるだろうと思っています。

そういう意味でも、関係機関の話は、どこかが子どもの権利侵害が起きていると考えたときに申立てをするのであって、意見表明権とは別問題だと思います。それが1つ。

あと、今おっしゃられた保存期間に関しては、新しい社会的養育ビジョンの中では永年保存をしましよと書いてあるので、やはり記録は永年保存だろうと私も思います。賛成です。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

児童相談所、関係機関から申し立てるときは、子どもが不利益を被ると考えられた場合というのは当然入ってくるという奥山構成員の御指摘、そのとおりだと思います。

ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

中村構成員、お願いします。

○中村構成員 ありがとうございます。

15ページのcの部分、不満等がある場合ということで、真ん中、なお書きの4行目ぐらいに、「施設や一時保護所の内部で簡易・迅速に子どもの意見を聴いて対応することもある」と書いていて、既存の取組との整理をとということがこの記載に書いてありますが、そもそも既存の取組自体が機能していないということも多々あると思います。そもそも既存の仕組み自体がきちんと機能しているかという把握がほとんどされていない中で、既にされているからそこと児童福祉審議会の中身の部分を整理したほうがいいよねという記載

の仕方でのよいのかかということが意見としてあります。

先ほどの関連する6ページの「③日常生活の場面」の部分で、既に施設や一時保護所においては意見箱の設置と書いていて、既に措置が講じられているということで、一応ここには形骸化を防ぐためにもと書いていますが、形骸化を防ぐための方法の一つが職員の研修等と書いていて、形骸化と職員の研修で子どもの声を聞く態度をしっかりと身につけるとどう関連するのかなというのが分かりにくいです。もう少し具体的にそもそも機能しているかをどうチェックしているかみたいなことを書かないと、今あるものをそのまま使っていきましょうということだけでは十分ではないということ、以前からも意見をさせていただいていたかなと思うのですが、改めて意見しました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

川瀬構成員。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

先ほど、前橋構成員からもありましたが、記録の保管の年限の話です。

イギリスなどでは、社会的養護に関する記録というものがその人の生後75年間保管されることが定められています。日本の状況、いつまで取っておくかということが消極的な枠組みであるのに対して、積極的に知る権利を保障していこうという姿勢が感じられると思います。

中村構成員も、社会的養護で25歳になるまで自分の記録にアクセスしなかったということとをすごく後悔されていると論文の中で書かれていますけれども、そういうことも含めて、ケアリーバー協会みたいに外部の団体に文書を移譲していくみたいな形で、積極的に記録当事者が記録にアクセスすることを仕組みとして制度構築するということが、その人の出自を知る権利だったり、その後の人生を築いていく上で非常に重要だと思いますので、行政としてできることは限りがあるのだと思うのですけれども、どのタイミングで例えば外部への移譲とかも検討に入れながら、どういうふうにする権利というものを積極的に保障できるかということも検討が必要かなと思います。

今回、ちょっとどこまで盛り込めるか分からないですけれども、前橋構成員がおっしゃっていたところはすごく共感する部分がありましたので、付記させていただきます。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは最後に、「(2) 監視、評価、啓発、政策提言の機能」から「おわりに」まで、19ページ途中から最後までで御意見のある方はよろしくお願いします。

では、奥山構成員お願いします。

○奥山構成員 ここも前半と一緒に、専門の先生方が違うというのであれば意見を言っほしいのですけれども、例えば監視、啓発、政策提言、個別救済というのはどちらかというと権利擁護機関の役割で、それと評価は別物ではないかと思います。個別救済が1つで、

2番目に監視、評価、啓発、政策提言が一緒になってしまっているのがおかしいと思うのです。

ですから、最初に申し上げたように、一番先に全体像を書いてというときに、監視、啓発、個別救済、政策提言みたいなものが本来の機能としてあって、その中で児童福祉審議会を使うとしたら、個別救済とちょっとの政策提言ということですよ。

もし、そうした場合に、さっきから当事者方々の意見をまとめてくださったのはとてもありがたいと思って、構成員提出資料を読んでいたのですけれども、そのことを考えたらやはり啓発というのはすごく重要なわけですよ。

それをどこでそうやっていくのかというのを、きちんと児童福祉審議会になったとしても啓発が入られるのかどうか。そういうところも書いていかなければいけないことなのかなと思いました。

評価はまた別問題だと思うので、くくり自体がおかしいのではないかなと思いました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

池田構成員から手が挙がっていたようで、大変失礼しました。どうぞ。

○池田構成員 すみません。デバイスの具合で挙手機能を使わずにすみません。

私からは、コミッショナー等のところの【国レベル】のところの記載についてです。

この記載ぶりを見ますと、いろいろと国レベルでコミッショナーを設けることについては、課題がこれだけありますねというところで終わってしまっていて、その重要性、必要性については1行目の1文だけという形になっているところがちょっと気にかかっています。

ゆくゆくは国レベルでもこういうことを設けて、国レベルの政策をちゃんと監視していくということが重要で、それを目指すべきだと思いますので、あまり課題だけを書いて後ろ向きな感じというのはよくないのではないかと考えています。

それと併せて、こういった国レベルのコミッショナーを設ける場合に、よるべき規範としては子どもの権利を定めた総合的な法律が必ず必要になってくると思います。今、子どもの権利条約があるわけで、国内法の効力があるわけですがけれども、裁判規範にもなっているわけですがけれども、それが現実にはあまり使われていないところもありますので、子どもの権利基本法というものを設けることについても言及していただければありがたいなと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、永野構成員、お願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。

私は先ほどの奥山構成員の発言と近いかと思うのですけれども、19ページの下のところから(2)で監視、評価、啓発ということが始まるのですが、そのすぐ下が「①第三者評

価」といういわゆる今、行っている既存の第三者評価の枠組みが出てくるわけなのですが、これが評価とイコールというのはちょっと違うのではないかと思います。

既に20ページの中盤ぐらいに「将来的には、国レベルの評価機構について」というところがあるかと思いますが、そこと既存の第三者評価というのは異質のものだと思うので、切り分けたほうがいいのではないかと考えるのと、その中でずっと言及してきましたけれども、やはり利用者による評価、当事者による評価というのは必ず入れるべきだと考えます。

それは、ヒアリングであったり、調査員として経験者がインケアの子どもたちに聞きに行くということもあり得ると思いますし、または、ずっと言っていますけれども、ケアリーダー調査、実態把握調査をきちんと行っていくことが必ず必要なのではないかと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

今、永野構成員がまさにおっしゃっていたところと重複するのでございますが、第三者評価のところで当事者によるサービス評価は必須だろうなと思っております。障害の分野でも、高齢者の分野でも、自分が受けてきたサービスに対して、それがどこがよくてどこがまずかったのかということを中心にきちん還元していく循環をつくるということが、現状を改善していくための非常に重要な取組だと思いますので、ぜひ当事者がサービス評価をきちんと入れていくことによって、この第三者評価というものが形骸化することのないようにしていく必要があると考えます。

2点目なのですが、この権利擁護のワーキングチームでどこまで提案していいのか分からない部分はあるのですが、国レベルでの権利擁護機関ということ考えたときに、やはり省庁横断型で取り組んでいくこと、あるいは子ども基本法のような法律をつくっていくこと、これも併せて検討されているところもあるとは思いますが、これがワーキングチームの中にどこまで盛り込めるのか、あるいは盛り込めないのかということも含めて確認をしていきながら、最初の取りまとめのところではどこまでが射程なのかということも理解しながら出したいなと思っているところです。

以上2点です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

今まで、何人かがお話しされたことの重複になってしまいますので、なるべく短くと思います。

私も、第三者評価の位置づけですとか、そもそも権利擁護の枠組みの本来あるべきもの

は何かというところからの議論がないことが、また混乱した整理になってしまっているかなと思います。

前回お出した資料なので、今日は皆さんのお手元がないので残念なのですが、前回、私は意見表明権の保障と支援の在り方の議論と権利擁護機関の話をしていることがどういう関係になるのかを図式化しようとしまして、もし皆様お手元にありましたら、前回の構成員提出資料の私の図を見ていただけるとありがたいのですが、そこを整理しようとししました。

つまり、さっき奥山構成員もおっしゃったのですが、令和元年の改正法附則で検討するようにと言われていることの中身は、子どもの権利を擁護する仕組みの構築という大きな話が1つ柱にありますので、その中身で言えば、啓発、政策提言、個別救済。個別救済はもちろん入っているのですが、個別救済の話だけをしているわけではないと思うのです。

その理解がある上で、児童福祉審議会を使った場合には基本的には個別救済で、ほかの機能は誰がやるのかというはなしになったり、自治体のオンブズマンを使ったときには私たちの今の対象の子どもより広い子どもが対象になるけれども、でも一応権利擁護の仕組みの在り方として普通考えられている柱は全部入ってくるとか、そういう位置づけをもう一度整理する必要があると思います。

ですので、私は実は前回、自分が整理をしましたというときには、第三者評価の話を中心に入れませんでした。つまり、さっき奥山構成員もおっしゃったのですが、それは別物だと思っているからです。要らないと言いう意味ではなくて、一緒にするのが位置づけとして整理が混乱しているのではないかと考えているという意味です。

それから、さっき池田構成員がおっしゃられたことと関係しますし、川瀬構成員がおっしゃったことへの応答にもなるのですが、私は国レベルのコミッショナーと考えたときに、それはここで言う子どもの権利の擁護機関の在り方として本来必要だ。特に日本のような自治体に既に発展してきているようなものの存在を考えたときにも、その地域格差ということをおおさらなのですが、それが必要なのだということをまず私たちは言い切っています。

その上で、それを検討するのがこのワーキングチームの権限の範囲内なのか、やって意味があるのかということになると、その議論は、やはりそのための新たな、前に栄留構成員もおっしゃっていたような気がします。別の会議体でやるべき話になるのだと思うのです。

ただ、それが必要であるとか、それを検討すべきであるとか、そういうことはここが言っているし、言うべきであるし、そう言わないとどこからも動き出さないで、そういう言い方をもし皆さんの合意が得られるのであればということになるかもしれませんが、はっきりと書くべきだと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、中村構成員、お願いします。

○中村構成員 私も、皆さんの御意見に重なる形での意見になるかと思うのですが、「(2) 監視、評価、啓発、政策提言の機能」の次が「①第三者評価」という点のサービス評価の部分だけを記載しているというのが違和感があります。もちろん川瀬構成員がおっしゃっていただいていた第三者評価に子どもたちや若者たちの声を評価として入れるというのも必須だと思いますし、サービス評価だけではなくて政策評価として当事者の評価を入れていくことが重要だと思っています。

国レベルの評価機構というものが、第三者評価の部分に記載されているところが違和感があるので、ここは別立てで書くべきではないかなと思っていますし、国レベルの評価機構、ここにも記載はしていただいているのですが、やはり政策評価として当事者の声をしっかりと評価に入れていくという評価の枠組みというものもしっかり考えていかないといけないのではないかと思いい意見をしました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

堀構成員、重なるところはちょっと少し省いていただいて御意見いただければと思います。

よろしくお願いします。

○堀構成員 分かりました。

大谷構成員、奥山構成員の御意見と重なる部分なのですが、これは全体に関わる部分ですけれども、子どもの権利擁護という概念が何度も登場してくるのですが、これが一体どういうことを指しているのかという定義がないわけですね。

子どもの権利擁護というのは、なかなか英語には訳しにくい日本独自の概念で、何とでも解釈できるような形になっているのです。

基本的には、私は大谷先生が言われたように、子どもの権利条約に規定された全ての権利を擁護していく、それが子どもの権利擁護ということで、そのためには子どもコミッショナーなどの国内人権機関が不可欠であるということになってくると思います。

その上でさらに、許斐有先生が規定されたように、狭い意味での子どもの権利擁護システムと言えば、子どもの権利の救済、それから代弁、調整を行っていく機能ということになると思うのです。

そして、その代弁ということの中に子どもアドボケイト制度が含まれてくる。今回のこのワーキングの設置の根拠の中にはそういう子どもの意見表明を支援する仕組みというのがございましたけれども、そこは含まれる。

構造的な理解をした上で報告書をまとめていかないと、混乱するのかなと。権利擁護というのは本当にキーワードだと思うのですが、そこを概念規定する必要があると思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、前橋構成員、お願いします。

○前橋構成員 21ページの上の【自治体レベル】のところ、今、お話があったようなことにも関連するのですけれども、「また」以下のところ、児童福祉審議会にはこういう機能がありますと。調査をしたり意見具申をしたりする機能。こういうことが、監視や政策提言の機能を果たすことが可能であると考えられると。

確かに、児童福祉審議会の書きぶりとしたらそういうことなのではございますけれども、これを上とそのさらに下のところなのではございますけれども、「児童福祉審議会がコミッショナーに類する機能を果たす場合の具体的な運用方法を」云々という形になると、これを逆読みとか消極的に読めば、児童福祉審議会にコミッショナー機能がもともと備わっていると理解すれば、児童福祉審議会をもう少し衣替えすることによって、コミッショナーというものを個別に設ける必要がないのではないかと読み込んでしまわないかということに危惧するわけですね。

このところは書き方としては難しいと思うのですが、地方自治体においても児童福祉審議会を活用する、さらにコミッショナーが必要であるという形で強調しておくほうがいいのではないかと感じました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 全体に関わることで1点です。

定義という話があったと思うのですが、全体を通して「子どもの最善の利益」という言葉がたくさん書かれています。

これが、子どもにとってのということではあると思うのですが、見る人にとっては大人側が判断する一つの材料として子どもの意見があるのだと解釈される可能性もあって、この「最善の利益」という言葉の定義もしていただかないと勘違いされていく懸念があるのではないかと。「権利擁護」というものと「最善の利益」。全体に関わって最善の利益のためにということは誰のためなのか、何のためなのかというところですね。そこも少し思いました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

池田構成員、どうぞ。

○池田構成員 時間のない中、申し訳ありません。一言だけ。

前半のところ意見表明支援、意見表明支援員の仕組みについて法律に規定をすべきだという御意見が栄留構成員からありました。それについて賛成の意見です。

法律に規定するというところについては、ひょっとして議論もあるのかと思いますので、意見分布をお示しするという意味で賛成の意見を言います。

2 ページのところに、改正法附則第7条第4項が引用されていますけれども、子どもの意見を聞く機会、それから意見を述べるができる機会の確保と併せて、その児童を支援する仕組みの構築ということも書かれていますので、その点について法律にしっかりと定めるべきということを取りまとめにおいても記載すべきだと考えています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、大谷構成員。

○大谷構成員 すみません。手短にします。

私も意見を聞くということを法律に義務づけで書くことに賛成です。

私が第1回目に発言したときのことと関連するのですが、そのときに先ほどの栄留構成員の子どもの最善の利益の話とも関連するのですが、子どもの最善の利益を最優先にして決めなければならないということも、それも今日最初の発言で申し上げましたように、児童福祉法ではまだ理念の部分でしか書かれていないので、措置の決定のところにはきちんと書くべきだと思っています。

それから、すごく大事なことなので、時間がない中大変恐縮なのですが、栄留構成員に先ほどの発言については私は若干理解が違うかもしれないということを申し上げておきたいと思います。

私が大分以前に発表の機会をいただいたときにも申し上げたのですが、子どもの権利条約では、子どもの意見表明権というのは子どもの自己決定権とは違うという考え方でいまして、まさに3条の子どもの最善の利益というのは、決定を行うのは国の機関であったり、言ってみれば大人であるというか、子ども以外の方が決定を行うので、だからこそ子どもの最善の利益を主たる考慮としなければいけないし、12条で子どもの意見を必ず聞かなければいけないと理解しています。

確かに子どもの最善の利益が何なのかということは重要なのですが、これが子どもの最善の利益であることは間違いのないし、かといって、意思決定権は誰にあるという理解で話しているかということ、条約の考え方ではそこは意思決定機関という理解で話していますので、もしそこについて理解が違うようだったら、この外でも構いませんので少し議論をさせていただきたいなと思いましたので発言させていただきました。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

全体を通して、これはだけはこのものがございましたら。

堀構成員。

○堀構成員 ありがとうございます。

今、大谷構成員からの最善の利益のお話がありましたので、簡単に私の見解だけ申し上げたいと思います。

ある児童館で、子どもたちも参加をしていて、子どもの最善の利益という話が出たとき

に、子どもたちから「子どもの最善の利益は誰が決めるのですか。大人が決めるのですか」というような発言があった。そこでみんな絶句してしまったということがあったのです。

ですから、最善の利益を決定していくためには、子どもの意見がきちんと聞かれて、それがしっかりと反映されていかなければ最善の利益になっていかないという意味では、この最善の利益というものと意見表明というものは決して矛盾や対立するものではなくて、両者が一体的なものとか統合されたものになっていかなければならないと思います。

同時に、前回も私は発言したのですけれども、最善の利益の保障は子どもの権利条約の原則でありますけれど、意見表明権についても一般原則になっているわけですが、ただ意見表明を保障するということだけであって、意見実現までは保障する対象に権利条約上なっていないので、形上、意見表明を尊重したということであって、実質的にはそれを大人の判断によって却下してしまうことも可能な状況なので、やはりそこは子どもの意見をどう最善の利益とうまくバランスを取っていくかという議論はしっかり考えていく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○相澤座長 その議論をずっと進めていますと時間が足りなくなるので、大谷構成員と奥山構成員、手が挙がっていますけれども、では大谷構成員。

○大谷構成員 すみません。一言だけ。

まさに今おっしゃったとおりなので、今日の私の最初の発言に戻るのですが、子どもの最善の利益ということを中心にこの議論の中でしっかり位置づけて、またお互いに共通の理解で取りまとめをしないと、意見表明権の保障と支援ということだけでは足りなくて、私からすると今、大きな2つの柱で、子どもの意見表明権の柱と権利擁護の柱の2つなのですけれども、実は同じ重さぐらいで子どもの最善の利益のことが柱として立たないと、議論が不十分になってしまうのではないかなと思っています。

今日は時間がなくて、子どもの最善の利益の中身の話とか、意見表明権との関係性について議論する時間がないかもしれないのですが、堀構成員がおっしゃった理解は私も同じです。それだけ確認のために申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

○相澤座長 奥山構成員。

○奥山構成員 先ほど中村構成員もおっしゃっていたとおり、意見を言うのも結構大変というところはあるわけですね。

実際、児童相談所でいろいろなお子さんたちと関わってみると、ある意味家庭というカルトの中においた子どもたちで、一時保護したときにはもうカルトに染まり切った話しか出てこないといった感じのお子さんもいっぱいいるわけです。その一時保護の中でじっくり話をしていって変わってくる子どもたちもいれば、変わらない子どもたちもいるのでしょうけれども、そういう意味からして、子どもの言うことが全てだという考え方ではまずいのだろうと私は思っています。

本当にカルトから救い出さなければならぬようなお子さんたちは結構少なくないと思
っているので、そこはきちんと両方を考えていかなければならない。

しかも、子どもの意見はその一回の意見だけではないだろうと思うのです。いい環境が
あって、そのいい環境の中でじっくり話を聞いていくのだということが最低限保障されな
ければ、例えば大変な親の家庭の中にいるお子さんを連れてきて、「あなたは保護されたい
ですか」みたいな意見を聞いたって、これは無理ですよ。そのところは、本当に意見
を言いやすい環境が必要なのであって、その環境の中で意見が聞かれるということがや
はり重要なのだらうと思っています。

それを付け加えたかったのです。

○相澤座長 ありがとうございます。

本日は、様々な意見を頂戴いただきました。ありがとうございます。

次回までに事務局に修文を検討いただくことにして、幾つか議論をしなければいけない
点もあると思いますので、その点については次回、議論をすべきことはきちっと議論をし
て、取りまとめ案をまとめていきたいなと思っています。

時間が超過してしまったのでございますが、資料2の「とりまとめ案の子どもの意見聴
取について」、10分ぐらい時間をいただいて御意見をいただきたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○野村企画官 企画官の野村でございます。

資料2でございます。「とりまとめ案の子どもの意見聴取について」ということで、「1.
方法」「2. スケジュール」として2枚御用意をしております。

「形式」については、原則訪問し対面で行うことを考えておりますが、コロナ禍等も踏
まえてオンライン形式もあり得るかなというところでございます。

「実施者」については、構成員の皆様方にも力をちょっとお貸しいただいて、意見聴取
協力メンバーを募っていくというところで、数グループに分けて実施ということを考えて
おります。

「対象者」については、属性に幅を持たせるべきというところがありますけれども、場
所、年齢、地域などで考え、3か所掛ける4、5名ほどかといったところでイメージをし
ております。

「手法」については、インタビュー形式、アンケート記入形式など考えられるところで
ございます。回収方法についても留意が必要というところがございますので、御意見等を
いただければと思っております。

「説明資料」については、取りまとめ案そのものというところもちろんあるわけでご
ざいますが、ポイントをまとめた概要版なども必要ですし、子どもにより伝えやすいもの
といったところが必要かと考えております。

2 ページ目、スケジュールでございますが、4月9日を次回、一応予定しているところ
ではございますけれども、そこでやり方等々をまた御確認をいただいて、4月の第5週ぐ

らいから意見聴取が実施できればと考えております。

以上でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、「とりまとめ案の子どもの意見聴取について」、意見聴取の方法等について御意見のある方はお願いします。

永野構成員、お願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。

意見聴取も非常に大事だと思うのですが、どう聞くかということが多分すごく大事になってくると思っていて、今の御説明だと、この取りまとめ案の要約版みたいなものを子どもたちに見てもらって、どう思いますかということを知ること、それともこういう仕組みをつくってみようと思うのだけれどどうですかとか、どういうふうに聞くのかがイメージがあんまり湧かなくて、教えてもらえたらと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

○金子室長補佐 その辺はまさに御相談しながら考えていきたいと思っています。

○永野構成員 分かりました。ありがとうございます。

○相澤座長 川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

子どもの権利擁護の仕組みということで、こういうふうを考えているということ子どもに説明をして、子どもの声をきちんと反映させていくということ自体もすごく重要な取組だなということを思いました。

それが前提なのですが、アンケートで取れる評価と、実際に構成員になるのか誰かが赴いて行って、直接子どもに説明をして、その上で声を聞かせていただくというインタビュー形式のものでは、拾える声、聞かせていただける声というものがかなり変わってくるのではないかなと思っています。

私は個人的には、いきなり関係性もないところでこういうのを考えているのだけれどもどうかと言われたら、なかなか難しい部分があるのかなと思っておりまして、コロナの状況ではあるのですが、何らかの形で直接赴いて御説明をして、子どもたちから声を聞かせていただくという対面でのやり取りをする必要があるかなと思っています。

そのほうが、私たちがつくる説明資料というものがどういうふうに御理解いただけるのかということも現場での感覚で分かってきて、それに応じたヒアリングができると思いますので、ここは人数をたくさんというよりは丁寧にやれるといいのではないかなと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

中村構成員、お願いします。

○中村構成員 私は、福岡市の社会的養育推進計画のときに子どもたちの意見を聞いてい

ます。推進計画の中で、子どもの生活に関連する内容を簡単にまとめて、小学生から高校生までの子どもたちに分かりやすく説明をされていて、それ自体は可能かなと思いますが、とても重要なのは、どこのエリアの子どもが発言したかとか、子どもが特定されないような配慮がとても重要だなと思っています。

実際にインケアの子どもたちに関わるというところでは、配慮が必要なことが幾つかあるので、事前にその辺は御相談していただけたら、これまでさせていただいたものを提供させていただくことは可能かなと考えています。

今回、私たち永野構成員と川瀬構成員と一緒にケアリーバーの人たちの調査をすごく簡易的ではありますが実施させていただいたのですが、そこをもう少ししっかりと期間を取らせていただいて、もう少し時間をかけて聞きたいというところもあったので、それもお許しいただけるようであれば、そこも並行してさせていただけたらと思います。これは提案です。

以上です。

○相澤座長 貴重な御意見ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

○川瀬構成員 これは子どもに説明するときには、目的がきちんと何のために聞かせていただくのかというところがあるといいかなと思いますので、方法からではなくて、何のためにやるのかということも付記できるといいかと思いました。

以上です。

○相澤座長 そういうことは当然、きちんと説明するときには入れようと思っています。

よろしいですか。また、この件については、構成員の皆様方に御助言をいただいたり御教示をいただきながら事務局と一緒に考えていきたいなと思っています。また、何か御意見がございましたら、是非我々に御教示いただければと思います。ありがとうございました。

時間が10分ぐらい超過しまして、大変申し訳ございませんでした。本日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。

次回は、本日いただいた御意見を踏まえて修正した取りまとめ案について、改めて議論をいただきたいと思っております。

また、本日いただいた御意見を踏まえて、子どもからの意見聴取については私と事務局で相談して、次回の会議で内容を確定させたいと思っていますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、事務局から次回日程など連絡事項をお願いします。

○金子室長補佐 次回は、4月9日15時からを予定しております。

よろしくお願いいたします。

○相澤座長 それでは、本日のワーキングチームはこれにて閉会といたします。

御出席の皆様、誠にどうもありがとうございました。